

## 令和7年度社会福祉法人監査に関する指摘事項の概要

※集計表の内容にリンクしています。

### I 実施件数

実施法人数 一般監査 8法人（40法人中）

### II 全体的傾向

●文書指摘件数 13件

※監査実施法人8法人中、6法人において指摘事項がありました。

●口頭指摘件数 21件

※監査実施法人8法人中、7法人において指摘事項がありました。

●助言件数 21件

※監査実施法人8法人中、すべての法人において助言事項がありました。

### III 主な文書指摘事項

#### 法人運営関係

#### 5 評議員会の招集…6件

・評議員会の開催について理事会の決定を経ずに行われていたり、招集手続きの省略について不備があるケースがありました。

#### 16 理事会の招集…3件

・招集通知が省略された理事会について、理事及び監事全員の同意が確認できないケースがありました。

#### 【解説】

○評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（注）を定め、理事が評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければなりません。

（注）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）

① 評議員会の日時及び場所

② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項

③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第2条の12）

なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できますが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。

○理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができます。

なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はありませんが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましいとされています。

IV 主な口頭指摘事項 「文書指摘」としない指摘  
(国ガイドラインでは文書指摘としない指摘)

**法人運営関係**

- ・理事会の招集…2件

**【解説】**

- 主な文書指摘事項の解説をご参照ください。

**事業管理関係**

- ・登記の期限…3件
- ・契約事務…5件

**【解説】**

- 登記が必要な事項について、それぞれ変更登記の期限がありますので、留意してください。
- 金融機関印と通帳の別個の管理を徹底し、内部牽制に配慮した体制を取ってください。

**会計経理関係**

- ・予算執行及び資金管理等の体制…3件

**【解説】**

- 会計責任者や出納職員については辞令等の文書により任命してください。

V 主な助言事項

集計表(資料3-2)のとおり。